

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成28年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・ 防災課）	5
○保安林の皆伐面積の限度（治山林道 課）	5

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第127条中「受付・払込票及び領収済通知書」を「領収済通知書又は払込取扱票の写し」に改め、同条第1項中「納入書」を「払込取扱票、納入書」に改め、同条第2項中「領収済通知書を添えて」を「領収済通知書又は払込取扱票の写しを添えて」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第26条、第27条関係）

高知県 **② 受付・払込票**

納入者 様

取納種別	執行機関	年額	決算番号	内訳番号	予算種別
合計	種別	年月日	金額	年月日	金額
納期限	年月日	延滞金等	円	納期限	年月日
発行日	年月日	合計	円	発行日	年月日
納付目的	年月日	発行機関		納付目的	
発行機関		口座番号	01620-1-960014	加入者	高知県庁定金振替課 株式会社四国銀行伊予支店
特 定 納 付 印	特 定 納 付 印	特 定 納 付 印	特 定 納 付 印	特 定 納 付 印	特 定 納 付 印

（郵便局/収納金融機関（収納取りまよ必店等含む）保管）

高知県 **② 領収済通知書**

納入者 様

高知県 10

執行機関 納期限 延滞金等 内訳番号

合計 種別 年月日 金額

納期限 年月日 延滞金等 円

発行日 年月日 発行機関

合計 円

納付目的 発行機関

口座番号 01620-1-960014 加入者 高知県庁定金振替課
株式会社四国銀行伊予支店

特
定
納
付
印

高知県 **② 納入通知書・領収書**

納入者 様

年度	合計	款	項	目	新	決算番号	内訳番号
納期限	年月日	金額	延滞金等	円	納期限	年月日	金額
発行日	年月日	合計	円	発行日	年月日	合計	円
納付目的		発行機関		納付目的		発行機関	

1 上記の金額を案添りの金融機関等、高知県庁に納付してください。
2 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収させていただきます。

納入徴収者 高知県庁定金振替課
株式会社四国銀行伊予支店

上記の金額を領収しました。

(裏面)

次の金融機関等に納付してください。

- 1 県内
 - (1) 四国銀行の本支店出張所及び代理店
 - (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
 - (3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
 - (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいはいく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所
- 2 県外
 - (1) 四国銀行の県外支店出張所
 - (2) 高知銀行の県外支店
 - (3) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所
 - 3 その他
 - 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

(送付先：四国銀行兼センター)

（裏面）

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- (1) 四国銀行の本支店出張所及び代理店
- (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
- (3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
- (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

- (1) 四国銀行の県外支店出張所
- (2) 高知銀行の県外支店
- (3) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第69号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成29年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成29年3月及び4月採用予定）

（1）募集期間

随時（最終期限は、平成29年2月3日（金））

（2）試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成29年2月5日 （日）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第70号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成29年度第1次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成29年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	26.74	539.39

2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	748.99	189.67
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	185.76
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	796.22	107.07
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,460.02	83.14
7 鏡川	高知市の一部	163.88	8.94
8 本川地区	いの町の一部	625.33	20.58
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	627.81	130.30
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	114.52	122.46
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,511.25	207.57
12 伊与喜川	黒潮町の一部	43.66	47.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三	1,371.90	366.81

	原村の一部		
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.30
15 松田川	宿毛市の一部	115.79	168.45
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	77.75	36.68
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	166.46
計		8,245.06	2,462.70

2 干害防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.10
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.68
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78

計	34.14
---	-------

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	74.52
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	52.34
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.96
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.88
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		156.08